

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型

(平成31年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○成年後見支援貯金無利息型<決済用>
2. 販売対象	○個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 (※未成年後見制度は対象外となります。)
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れができます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。 ○家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ○公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利息	○無利息となります。
7. 手数料	○定時自動送金を利用する場合、当JA所定の手数料がかかります。
8. 付加できる 特約事項	○定期交付金の支払手段※として、定時自動送金の利用ができます。 ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:055-949-3211)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
11. その他参考と なる事項	○1人1口座とします。 ○キャッシュカードは発行いたしません。

	<p>○ATM（現金自動貯払機）を利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。</p> <p>○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月6日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</p>
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA伊豆の国